

高齢者給食サービスの内容

1 目的 調理が困難な在宅の高齢者の食生活の改善及び安否確認を行うこと。

2 対象者・・・調理することが困難な方で、

- (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- (2) 70歳以上の高齢者のみの世帯
- (3) 65歳以上のみの世帯で障害者又は要介護認定者（要介護）のいる世帯
- (4) 日中、65歳以上の独居となる世帯又は70歳以上の高齢者のみとなる世帯（若い人と同居していても、昼食時間を挟んだ時間帯が高齢者だけになってしまうようなケース）

3 サービス内容

- (1) 利用回数：ケアマネジャー等によるアセスメント（家族状況・健康状況・食事関連状況の確認）により、利用回数を判断します。
- (2) 希望曜日：選択できます。（土日利用については、月曜日から金曜日まですべてを利用している方のみ利用ができます。）
- (3) 自己負担額：300円を給食業者に直接支払います。（1食630円・市補助330円）
- (4) 特別食：糖尿病食・腎臓病食も選択できます。（自己負担額450円）
※一部給食業者は取り扱いがありません。（裏面参照）

4 給食の流れ

- (1) 概ね午前11時から午後0時30分までに給食業者が昼食を家まで届けてくれます。（再配達は午後1時まで）
- (2) 給食受取表に「受領印」または「サイン」をして昼食を受け取ります。
- (3) 配達時間に自宅にいない場合は、市補助を受けての給食サービスは利用できません。前日の午後5時までに給食業者に申し出てください。申し出がないキャンセルについては利用料徴収となりますのでご注意ください。

5 申請方法

- (1) 介護保険を利用している人 → ご利用のケアマネジャーに申し出る。
- (2) 介護保険を利用していない人 → 地域包括支援センターに申し出る。

お住まいの中学校区	地域包括支援センター名	電話番号
東山中	地域包括支援センター さとまち	96-3512
北中	地域包括支援センター 中部	71-0077
篠目中	地域包括支援センター 八千代	97-8069
西中	地域包括支援センター あんのん館	71-3173
南中	地域包括支援センター 更生	77-9948
安祥中	地域包括支援センター 松井	55-5355
明祥中	地域包括支援センター ひがしばた	73-8210
桜井中	地域包括支援センター 小川の里	73-3535

6 施設入所、入院、死亡などにより給食サービスを取りやめる場合

給食業者へ連絡し、その後廃止届を市へ提出する。

廃止届は、親族、給食業者、申請者どなたでも提出できます。（印不要）

転居時は給食業者及び市にご連絡の上速やかに住民票を異動してください。

問合せ先 高齢福祉課高齢福祉係 電話71-2223（直通） R02.3~